

埼玉地方最低賃金審議会公開要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会（以下「審議会等」という。）の公開に関し埼玉地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱いについて定める。

(公開)

第2条 運営規程第6条及び部会運営規程第7条に基づく会議の公開又は非公開の決定は各審議会等において行う。

(開催)

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については、審議会等の開催日の10日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）に、埼玉労働局のホームページに掲載する。ただし、審議会等の開催決定から開催までが10日に満たない場合は、開催が決定され次第掲載するものとする。

(傍聴の申込み)

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の4日前（その日が閉庁日の場合はその直後の開庁日）までに、郵送又は電子メールにより労働基準部賃金室あて申込みものとする。

(人数等)

第5条 傍聴者は、原則として5名とする。

- 2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。
- 3 抽選結果については、当選者に電話又は電子メールで通知する。
- 4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、本人の介助者についてはこれを認める。

(遵守事項)

第6条 傍聴人は、審議会等の開始の5分前までに、傍聴人席に着席するものとする。

2 傍聴人には、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。

(是正を求める措置)

第7条 審議中に、審議会等の傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し会長又は部会長（以下「会長等」とする。）から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

(審議会等の一部非公開)

第8条 公開する審議会等であっても、会長等は会議の一部を非公開とすることができる。

(報道関係者の傍聴)

第9条 審議会等を公開する場合には、第4条及び第5条の規定にかかわらず、報道関係者については、席が許す限り取材を認めるものとする。
この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。

(議事録及び議事要旨の作成)

第10条 運営規程第7条第1項及び部会運営規程第8条第1項に基づく議事録（以下「議事録」という。）及び運営規程第7条第3項及び部会運営規程第8条第3項に基づく議事要旨（以下「非公開の場合の議事要旨」という。）については、速やかに作成するものとする。

(時間を要する場合の措置)

第11条 議事録の作成にやむを得ず時間を要する場合は、速やかに議事要旨を作成し、公開するものとする。

(議事録等の公開方法)

第12条 運営規程第7条第2項及び部会運営規程第8条第2項に基づく議事録及び会議の資料の公開並びに運営規程第7条第3項及び部会運営規程第8条第3項に基づく非公開の場合の議事要旨の公開の方法は、労働基準部賃金室において一般の閲覧等の利用に供するほか、埼玉労働局のホームページに電子媒体を掲載するものとする。

2 前条に基づき作成した議事要旨の公開方法についても前項と同様の方法によるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長等が定める。

附則

平成16年5月20日施行

令和2年10月1日改定

令和5年3月3日改定

令和6年3月8日改定